

ゴールドマン・ケースにおける認識運

Epistemic luck in Goldman cases

村田龍翼

Ryusuke MURATA

要旨

ある種の認識運は行為者の知識を損なうとされている。いわゆる、“信念が真であることの認識運”である。もっともよく知られているのは“介入認識運”で、これはゲティア・ケースに広く見られるものである。それよりも認知度では劣るが争点となるのが“環境認識運”で、これはゴールドマン・ケースに見られる認識運である。後者は近年の先行研究で重要な役割を担っており、特に知識とその他の認識状態ないし性質との関係に関する議論においてそれは顕著である。本稿で、私は環境運が介入運のするようには知識を損なうものでないと主張する。そのために、認識運に関する Duncan Pritchard の学説を精査し、彼の学説が関心の現象に関連する初期条件の定式化において問題を抱えていることを明らかにする。

Abstract

Some types of epistemic luck are supposed to undermine the agent's knowledge, so-called “veritic epistemic luck”. The most popular one is “intervening epistemic luck” broadly found in Gettier cases. The less popular but more controversial one is “environmental epistemic luck”, which can be found in Goldman cases. The latter plays an important role in recent literature, especially in discourses about the relationships between knowledge and other epistemic states or properties. In this essay, I will argue that environmental luck does not undermine knowledge as well as intervening one does. To do so, I will examine Duncan Pritchard's theory of epistemic luck and then reveal his theory has a deficit in formulating relevant initial conditions for the phenomena concerned.

1 はじめに

広場には一匹の山羊がいる。少年がやって来て、向こうにある物影を認める。その影は、真っ白な体を持ち、頭には後ろへ反り返った角を生やしている。少年はこの影を見て、そ

れを山羊だと思う。“この広場には山羊がいる”と、少年は興がる。しかし少年が目にしたのは本物の山羊ではない。それは山羊を模した像であり、この広場の象徴的な設備である。それでも、少年の目に付かないところにほんとうの山羊はいる。この広場に山羊がいることは紛れもない事実である。はたして、この少年は“この広場には山羊がいる”ことを“知っている”と言えるだろうか。言えないだろう。少年が目にしたのはほんとうの山羊ではない。彼が“この広場には山羊がいる”と信じており、かつ“この広場には山羊がいる”ことが真実であっても、この少年が“この広場には山羊がいる”と知っていることにはならない。

しかし、なぜ少年は広場に山羊がいることを知らないのだろうか。そのことを説明する知識の一般理論とはどのようなものであるか。“認識運 *epistemic luck*”は説明に含まれるタームの候補である。認識運とは、名前の通り、認識活動に関わる運を広く指す概念である (cf. Pritchard [2005])。この概念を用いて説明するなら、先のケースにおいて行為者に知識が帰属されないのは、行為者の信念が真であることが多分に運によっているからだ、ということができる。例えば、先のケースにおける少年は山羊の偽物を見て“この広場には山羊がいる”という信念を形成している。この信念の形成には、少年の視界の外にいる本物の山羊の存在は関与していない。したがって、私たちはこの本物の山羊の有無については自由に考えて、少年の信念形成を語るができる。仮に本物の山羊が広場には存在しなかったとしても、少年は山羊の像を見て同じ信念を形成しただろう。そうであるならば、少年の“この広場には山羊がいる”という信念が真であることは、少年がこの信念を形成した仕方に基づいて、それが（現実では真であるとしても）偽である可能性が十分に存在するという点で、多分に運によっている。ゆえに、少年の信念は知識でない。このような仕方での信念の真偽に関わり、かつ信念が知識であることを妨げているような認識運のことを、Pritchard (2005, p.146) は“信念が真であることの認識運 *veritic epistemic luck*”と呼んでいる。また、特にこの場合の信念が真であることの認識運は、信念と事実との間に入り込む運であるという点で、後に紹介する認識運と区別して、“介入認識運 *intervening epistemic luck*”と呼ばれることがある (Pritchard 2015, p.105)。

今度は逆のパターンを考えてもらいたい。つまり、少年が見たのは本物の山羊だとしよう。少年は“この広場には山羊がいる”と信じる。しかし、少年の目の届かないところには、本物と瓜二つな山羊の像が所々に置かれている。現実には少年は本物の山羊を見て“この広場には山羊がいる”という信念を形成したが、代わりに山羊の偽物を目にした可能性も十分に考えられ、しかし山羊の偽物を見たとしても少年は同様の信念を形成することが想像される。すなわち、このパターンも、少年が別なオブジェクトを見ており、かつほんものの山羊が広場にはいなかった場合にも、少年は同じ信念を形成するため、その信念は誤り得ただろうという点で、少年の信念が真であることはある種の運をはらんでいるといえる。さて、この場合、現実には本物の山羊を見て“この広場には山羊がいる”という信念を形成した少年は、はたして“この広場には山羊がいる”ことを知っていると言え

るだろうか。このケースは、Goldman (1976, p.p.772-773) において提案された“バーン・ファサード・ケース Barn Façades Case”として広く知られるケースと同型である¹。彼のケースでは、地方をドライブする親子の姿が描かれる。車を走らせながら、父親は車窓の外に見える事物を1つ1つ指し、その事物の名前を子に教える。そんな事物のうちの1つに納屋がある。父親が納屋の名前を教えるとき、彼が指しているのはほんとうの納屋である。しかし、父親の知らないことに、彼らがドライブしているのはハリボテの納屋に溢れた風変わりな地域だった。父親が納屋の名前を教えたとき、彼はたまたまほんとうの納屋を指してそれを教えることができたが、彼が代わりに無数にある他のハリボテを指していたとしたら、彼はそれをほんものの納屋だと誤認してその名前を教えていただろう。Goldman は、彼のケースにおいて、父親が自身の指した事物が納屋であることを知っているとは言いたくない気持ちに私たちは駆られるだろうと述べる (Goldman 1976, p.773)。彼の著名な仕事を受け、このパターンのケースに見られる重要な特徴を指摘し、それを認識運の言葉で表現したのが Pritchard (2009, 2012, 2014, 2015) である。Pritchard によれば、ゴールドマン・ケースには“環境認識運 environmental epistemic luck”と呼ぶべき認識運が働いている (Pritchard 2014, p.105)。この環境運は、先に述べた種類の信念が真であることの運、介在認識運とは異なり、信念と事実との間に介入する運ではない。標準的なゲティア・ケース (cf. Gettier [1963]) では、信念と事実との間に適切な結び付きは認められず、それゆえ信念が真であることは、信念と生起している事実との間に生じるような運によっていると考えられる。しかし、ゴールドマン・ケースでは、行為者の信念は適切に事実と結び付いている (viz. 本物の納屋がそこにあることの知覚によって信念が形成されている) といえる。このケースで行為者の信念の真であることが運によるのは、飽くまでも彼女を取り巻く環境に関する問題なのである。とはいえ、Goldman や Pritchard の直観によれば、環境運が存在している (と目される) 非標準的なゴールドマン・ケースにおいても、標準的なゲティア・ケースと同様に、行為者に知識は帰属されない。後述するように、この2種類の認識運の区別は認識論における論題にとって重要な意味をもつとされるポイントである。

正直なところ、私には Goldman や Pritchard の直観がわからない。私の直観では、環境運が働いていると目されるいずれのケースについても、その種類の運が知識の成立を妨げて

¹ ただし、厳密には同型でない。彼のケースは、行為者が事物を指して“あれは x だ”という信念を形成するケースである。“ここに X がいる”という信念と“あれは X だ”という信念とでは、信念内容に含まれる対象が異なる。特に、文中の指示代名詞に着目すれば、前者は特定の場所に関する指示を含んでいるのに対して、後者は特定の (場所ではない) 存在者に関する指示を含んでいるという違いがある。もしかすると、指し示された特定の存在者に関する信念であるという特徴が、認識的に重要な側面をもっているかもしれない。しかし、この区別が特に後に紹介するケースにとってどのように関連するかは明白でないため、本稿ではこの違いを考えないこととしたい。

いるようには見えない。本物の山羊を目にした少年も、本物の納屋を指した父親も、そこに山羊がいることや、それが納屋であることを知っているといっぴよいに私には思われる。注意を置くとすれば、少年や父親は、考えられる可能性においては騙されやすさを見せるという点で、認識的に惜しいところがあるというのは同意できる。ただし、そのことが知識をなきものになっているとは私にはやはり思えない。この直観の相違に関して、私の立場から物事がどのように見えているかを示すことが、本稿の中心的な目的である。実際、この環境運と呼ばれる認識運の性質は、関連する認識論の論題に大きな影響を及ぼす。特に、環境運と知識が両立不可能であるという（暫定的な）帰結が、知識と他の認識状態や性質との関係に光を当てると考えられているという点で、ゴールドマン・ケースの解釈は重要なのである。

環境運と知識との関係の是非はほかの関連する論題に影響を与えうる。その論題の1つが“理解 understanding”と“知識 knowledge”の分離可能性に関する論題である。認識論者のうちには、理解という認識状態を知識という認識状態に還元可能だと考えるもの（e.g. Riaz [2015]; Sliwa [2015]）と、（少なくとも簡単には）そうは考えられないとするもの（e.g. Hills [2009, 2016]; Pritchard [2009, 2014]; Morris [2012]; Lawler [2016]）がいる。このうち、理解の還元可能性に懐疑的である Hills や Pritchard の提示するのが、知識と理解の分離可能性に訴える論証である。この論証は、環境運の存在するようなケースにおいて、認識者は知識を得ることはできないが、理解は得ることができる、という直観を引き出すことで、知識と理解とが分かれて帰属される可能性を示そうとする。もし、知識が帰属されないにも関わらず理解は帰属されるようなケースがあるのであれば、そのようなケースでは帰属される理解を下支えする知識というものは考えられないため、理解が必ずしも知識に還元されないことを示すことができる。

関連する他の論題としては、“知識は認知的達成 cognitive achievement であるか”という問いが挙げられる。Pritchard (2009) によれば、知識は認知的達成ではない。例えば、弓の射手がある的を射止めたとする。可能性のうえでは、的の設備不良が災いして、射出後のタイミングで急に的が倒れ、射手の矢が的を外すこともありえただろう。しかし、この可能性によって現実的に的を射止めたという射手の達成が損なわれるわけではない²。このことから、一般に達成は環境運によっては損なわれないと考えられる。一方で、先に見たように、一般に知識は環境運の介在する状況では成り立たないと考えられている。これらの考察が正しければ、知識を認知的達成と認めるのは難しいだろう。環境運によって損なわれないという達成の重要な特徴を知識は有していないからである。

しかし、先述の通り、私にはゴールドマン・ケースで環境運と呼ばれる種類の運が知識の成立を妨げているようには思えない。もし私の直観が正しければ、環境運の存在すると

² このシナリオは Pritchard (2009) のものとは異なる。彼のシナリオはやや自然さにかけたため、ここでは私のシナリオに替えて説明を行ったが、構造的に重要な点で違いはない。

目されるケースで知識と理解とがともに帰属される可能性が開かれ、また知識は認知的達成でないとする主張の論拠を掘り崩すことができる。本稿は、この結果を伴うような仕方
で、ゴールドマン・ケースにおける知識の成立を検討するものである。具体的には次のよ
うな手順で議論を進める。まず、本稿の帰結が関係する論題として、2 節であらかじめ理
解と知識の分離可能性に関する Hills と Pritchard の論証を見る。続く 3 節では、認識運と知
識との関係に関する Pritchard の論述を見ながら、特に彼の“信念が真であることの認識運”
の定式を批判的に検討する。その後、4 節では、Pritchard がゴールドマン・ケースの直観
について直接的に触れている箇所を引用し、それに関する彼の主張に応答したい。

2 理解と知識の分離可能性

最初に、理解と知識の分離可能性を帰結するとされている論証を紹介したい。本稿の内
容は、この論証の正誤に直接的に関わるため、前もってこの論証の概要を把握しておくこ
とが、本稿の結論が及ぼす影響を理解することに繋がる。本節で紹介するのは Hills (2009,
2016) と Pritchard (2009, 2014) の論証である。

まず、Pritchard (2009, 2014) の主張から確認したい。彼が例示するのは次のようなケー
スである。

“例えば、自分の家が燃えているのを発見したひとが、この火事を担当する消防士の
ように見えるひとに近寄り、彼女に火事の原因 *reason* はなにかと尋ねたところを想像
しよう。このひとは彼女に火事の原因は誤配線であると伝えられ、これはこのひとの
信念の幅広い集まりと整合的だとする。しかし、ここで、このひとの尋ねた相手は実
は担当の消防士ではなく、単に消防士の制服を纏って仮装パーティに出かける途中の
[普通の]ひとだったとしよう。それにも関わらず、このひとはこの件について実際に
真なる信念を得ている。” (Pritchard 2009, p.35)。

このケースは、標準的なゲティア・ケースとして提示されているものである。引用文で
は明確でないが、この文脈を考えれば、仮装者も火事の原因が誤配線であることは知らな
いことを読み取るべきだろう。すなわち、その場では本物の消防士が働いていて、消防士
のやり取りを横で聞いていたために仮装者が火事の原因を知っている、というようなこと
は想定されていないのだと思われる。仮装者の証言は、単なる思い付きか、あるいは根拠
の薄い推測によるもので、それが偶々真実に合致していたのだろう。さて、このケースに
おける認識者に知識は帰属されない。では、理解はどうか³。Pritchard の直観では、この場

³ Boyd (2020) の指摘するように、理解の(評価)対象は一般には単一の命題ではない。Boyd
によれば、理解の評価対象は“関係的構造の心的表象 a mental representation of a relational

合は理解もまた知識と同様に帰属されない。標準的なゲティア・ケースでは知識と理解とが分かれて帰属されることはないのだ。彼によれば、知識と理解の帰属が分かれるのは非標準的なケース、すなわち環境運の存在するようなゴールドマン・ケースである。このことを見て取るために、彼はケースに次のようなかたちで変更を加える。

“例えば、このひとが火事の原因を尋ねた消防士風のひとは実際の消防士で、それにも関わらずこのひとは[火事の原因について]容易に誤り得たと想像してほしい。[なぜ誤り得たかといえ]ば]周囲には消防士の仮装をした他の人々がいて——要するに、みんな同じ仮装パーティに行こうとしているのだ——このひとはその人たちに誤って尋ねてしまうことが容易に考えられ、またその人々は [聞かれたら] (彼女らがほんとうの消防士ではないことを悟らせずに) 誤った答えをこのひとに与えただろう人たちだからである。” (Pritchard 2009, p.p.35-36)。

変更を加えられたケースは環境運が存在すると目されるものである。このケースでは、行為者は現実には適切な証言者から正しい情報を得ている。しかし、可能性のうえでは、この行為者は適切でない人物に尋ね、誤った信念を形成していたと考えられる。このような場合は、行為者の信念が真であることは運（特にこの場合は環境運）によっているといえ、それゆえ行為者は知識を持たないとされる。では、理解の方はどうかというと、これが Pritchard の直観するところでは、この行為者に理解は認められるという。“詰まるところ、件の行為者はなぜ彼の家が燃えているのかを理解するのに必要とされる真なる信念をすべて有しており、またこの理解を正しい仕方と獲得している。だから‘環境的’認識運の単なる存在が行為者の理解を取り上げてしまう理由を理解することは難しい” (Pritchard 2009, p.36)。このケースにおける行為者に理解が帰属されることには私も異存はない。ただし、後に詳しく見るように、行為者に知識が帰属されないと述べるところには私は同意できない。

次に、Hills (2009, 2016) の主張を見よう。彼女が提示するのは次のケースである。

“あなたの学校に[内容の]非常に不正確な教科書のセットが届き、それがあなたのクラスで配られたとする。とても幸運なことに、[そのなかから]たった1つだけ正確な教科書があり、それが偶々あなたの手に渡る。あなたは教科書を開き、Stalin が何百万人もの命を奪ったことを読む。あなたは彼が悪い人物だという明白な結論を導き出

structure”である。そのために、ここで検討されているケースは直観を働かせるにはやや不適切なケースと感じられるかもしれない。ただし、本稿の中心的な目的は理解概念の正確な理解ではないため、この論点は脇に措くこととしたい。理解の評価対象の適切な理解が及ぼすケースへの影響は Boyd (2020) を参照されたい。

す” (Hills 2009, p.104)。

教科書に学んだあなたは“なぜ Stalin が悪い人物であるか”を知らないのだと Hills (2009) は述べる。あなたは偶然ほんとうのことが書かれた本を読んだだけで、もし手にしたものが別な教科書であったなら、あなたは“Stalin が何百万人もの命を奪ったこと”を知らなかったかもしれない。あなたの信念が偶然の産物であるならそれは知識に値せず、それゆえ信念から導き出された結論も知識には至らない。しかし、Hills によれば、あなたはこの場合も“なぜ Stalin が悪い人物であるか”を理解してはいるのだという。“Stalin が何百万人もの命を奪った”というあなたの信念は、偶然の賜物とはいえ、真実であることは変わらず、そこから彼が悪い人物であることを結論したなら、あなたは“なぜ彼が悪い人物であるか”を理解しているのだ。

教科書のケースを読む際には注意しなければならない点がある。Grimm (2006) や Pritchard (2009) の指摘するように、証言によって信念を形成するケースを検討する際には、その証言の情報源としての信憑性がどのようなものであるかを確認しなければならない。教科書を読むことで信念を形成するとき、その教科書の著者がいい加減な調査しか行っておらず、書かれていることがほとんど著者の勝手な憶測であるような場合、読者は書かれていることがらに対応する事実を知ることはできない。十分な裏付けのない証言からは、たとえ証言の内容が偶然に事実と合致しているのだとしても、内容に対応する知識を得ることはできないのである。これは、証言から聞き手が知識を得るとき、証言者がまずもって該当する知識を持っていなければならないとする証言の標準的な学説と整合的だろう (cf. Leonard [2021]. ただし、聞き手が知識を得るために証言者が知識を有していなくてもよい可能性は Lackey [1999, 2006] を参照されたい)。しかし、ここで知識を阻害しているのは環境運でないことに注意されたい。このような場合では、そもそも信念と事実との間に適切な関係が生じていないため、そこでの偶然性は標準的なゲティア・ケースに見られるような種類の運に対応する。もし、証言によって信念を形成するケースを用いて、そこに環境運が生じており、かつそのことによって知識が損なわれることを示したいのであれば、証言の情報源としての信憑性のなさ由来する認識運と、そうでない種類の環境運とを明確に区別したようなケースづくりをしなければならない。

Hills の記述に目を配ると、引用文中の“正確な教科書 one that is accurate” (Hills [2009], p.104) という文言に、ケースからゲティア型の介在認識運を排除しようとする彼女の意図が窺える。もしかすると、“正確な accurate” という表現は、単に事実と合致していることを示すものと受け取られるかもしれない。しかし、これが環境運による知識の不成立を示すためのケースであることを考慮すれば、ここでは、単に事実と合致しているだけでなく、適切な調査のもとに書かれた信憑性の確かな教科書から信念を形成する場面が描かれていると考えるべきだろう。

さて、以上の点に留意したうえで、教科書のケースにおける行為者は知識を持たないと

言えるのだろうか。私には、行為者が信憑性のある教科書から情報を得ているのなら、彼女を取り巻く環境の危険性を問わず、彼女に関連する知識を帰属してよいように思われる。私の直観は Pritchard や Hills と対立する。しかし、私と直観を共有する論者も存在する。例えば、Grimm (2006) や Riaz (2015)、Sliwa (2015) は環境運と知識とが両立可能だとする直観を有している論者である。(Riaz に限っては、彼女の親族や彼女が教える学生の直観も同様であることを告白している。) この情勢が示しているように、環境運と知識との関係に関する直観は揺らいでいる。ただし、この揺らぎは個人間のものに留まらない。個人内にもその揺らぎの認められる場面があるのだ。後に見るように、Pritchard の論述には、環境運と知識との関係に関する直観の揺らぎが認められる。さらに重要なのは、Pritchard の体系的な学説のうちにさえこの点に関して不明瞭なところがあると思われることである。私の見解では、Pritchard の学説は、ゴールドマン・ケースを問題の環境運が存在するケースとして読み解くためには、定式上に不明確な箇所がある。この箇所の読み方次第では、ゴールドマン・ケースを認識的に無害な運しか生じていないケースとして理解することが可能であり、また他方でこのケースを有害な運の生じるケースとして読もうとするならば、そこで定式の明確化に関して困難が生じる。私は、彼の学説を私が有している直観に友好的に読み替えることで、理解が知識に依存する可能性や、知識が認知的達成である可能性を開きたいと思う。次節では、Pritchard の論述を追いながら、このことを示したい。ただし、それを行うに際して、問題となっている認識運の特徴を読者に明示するため、特に彼が(知識の成立にとって)無害な認識運と有害な認識運とを分けて説明する箇所に着目しながら、これを行いたいと思う。

3 多様な認識運とゴールドマン・ケース

一口に認識運といっても、そこにはさまざまな種類がある。Unger (1968) が指摘する通り、私たちの認識活動を取り巻く運には、必ずしも知識を損なわないものも含まれる。後の Pritchard (2004, 2005) が整理するところでは、それらの運には少なくとも3つ(あるいは4つの)種類の分類が与えられる。1つ目は、(信念内容の)命題が真であることが運によっている場合の“内容の認識運 content epistemic luck”である。内容の認識運とは、例えば、自動車事故が起きたことの知識に関係する認識運である。自動車の事故は必然的に生じるものではないと考えれば、“ここで自動車事故が起きた”という命題の真は偶然によっている。しかし、この種の偶然性が知識を損なうと考えるのは不合理である。私たちが通常知識と見做すもののうちには、偶然的出来事に関する知識を多数含んでいるため、この種の偶然性が知識を損なうと考えることは、私たちの常識を大きく覆すという点で、見過ごせないコストを負っているからである。ここで、“偶然性 accidentality”と“運 luck”という概念の区別が気に掛かるかもしれない。つまり、自動車事故が生じたことは確かに偶然だが、それが運によるものと述べることには奇妙な響きがある。おおもとの Unger の

議論では、運よりも偶然性という概念に焦点が当てられており、この点での不自然さは見られない。認識運という広範なカテゴリーのうちにさまざまな偶然性を分類する仕事は Pritchard によるものであり、ただし彼自身も偶然性と運という概念のニュアンスの違いには当初から気を配っていた (cf. Pritchard 2004)。彼は、運を行為者にとっての重要性の点で偶然性から区別する。例えば、ある時点のある場所にある石ころが置かれていることは偶然の事実かもしれないが、それが運によって生じているとは普通呼ばない。私たちの多くにとって、ある時点のある場所にある石ころのことはなんら重要でないからだ。自動車事故のケースに関して同様の懸念を抱いている場合は、それが事故の当事者や目撃者にとって、当事者の生命に関わるという点で重要なものであることに注意されたい。もちろん、これは間違っても幸運によって生じる出来事とは呼べない。それは言うなれば悪運の招いた出来事である。しかし、悪運を運に含めることは、少なくとも語義のうえでは、不自然なことではない。であれば、自動車事故が生じたことは悪運という運による出来事だと考えれば、当初の戸惑いは退くだろう。自動車事故を運によるものと呼ぶことに対する当初の戸惑いは、もしあるとするならば、運を通常は良いものと考えていることのバイアスによるものと思われる。

2 つ目は、そもそも行為者に知識が可能であることが運によっていることの“能力の認識運 *capacity epistemic luck*”である。これは、行為者が認識の瞬間に生きていて、信念を形成する能力を持っていることが運によって左右される場合の認識運である。Unger (1968, p.160) がこれを説明するために例示するのは、地面を這う亀を見つめる行為者が、影では命を狙われている場面である。背後に隠れた悪役は立ち止まって亀を見つめている行為者の頭上に岩石を落とし、彼女を殺そうとしている。しかし、この悪役の頭上で、古壁のレンガが運良く剥がれ落ちこの悪役の意識を奪った。これによって、行為者は命を落とすことなく、亀をのんびりと眺め浸ることができたのだ。この場合、行為者が生きていることが運によっているからといって、彼女の知識が損なわれることはない。彼女は知覚によって亀がそこにいることを知っているとして十分に言えるだろう。

上述の 2 つの無害な認識運に関して述べられていることに私は少しの異存もない。しかし、次に見る種類の運について述べられていることには、見過ごせない問題があるように思われる。特に、以下に見る種類の運が説明される箇所では、信念が真であることの運が引き合いに出されることがある。私の考えでは、この信念が真であることの運に関する Pritchard の説明は説得的でなく、それが説得的でない理由を述べることで、本稿の冒頭で設定した目的を果たすことに適うと思われる。したがって、以下では、単に残りの種類の無害な認識運を紹介するだけでなく、それと関連して Pritchard が有害な認識運について論じるところに焦点を当て、有害な認識運に関する彼の他の場所での説明を参考にしながら、それらの運に関する彼の定式化が問題を抱えていることを示す。

さて、残りに挙げられる無害な認識運はそれぞれ、行為者の信念を支持する証拠を行為者の得たことが運による場合の“証拠的認識運 *evidential epistemic luck*” (Pritchard 2005,

p.136) と呼ばれる認識運と、行為者が当該命題を信じたことが運による場合の“信念的認識運 doxastic epistemic luck” (Pritchard 2005, p.138) と呼ばれる認識運である。この2種類の認識運に関して、Pritchard (2004, 2005) はそれぞれの生起するケースが一致することを以て、2種類の認識運を実質的に同じものと見做している。“これら2種類の運を区別できるということは真実であるが、この区別にはなんの帰結も関係しない。なぜなら、任意の証拠的認識運のケースが、それによって信念的認識運のケースであり、逆もまた然りだからである” (Pritchard 2004, p.202)。

まず、証拠運と信念運とが明らかに共起しているケースとして、Unger による盗み聞き

“[...]ある男が彼の雇用者の言葉を盗み聞きする。彼が解雇されると雇用者は言い、彼はそれをほんとうに偶然盗み聞きするのだ。雇用者のオフィスに近寄ろうと意図したわけでもなければ、彼の雇用者からなにか情報を得ようとしたわけでもない。彼が解雇されることを男が知るに至ったのは偶然かもしれない、また彼がそのことを知っているのもいづれ偶然かもしれない。それにもかかわらず、彼がことを聞いたときからそれ以降、彼が解雇されることになるのだということについて男が当たっていることはまったく偶然でない。それゆえ、偶然であるかによらず、彼は[この事実を]知っているだろう” (Unger 1968, p.159)。

Unger (1968) はこのケースを能力の認識運に当たる偶然性が見られるケースとしている。しかし、Pritchard (2004, 2005) の指摘するように、このケースからは能力の認識運だけでなく、証拠運や信念運の存在も見えて取ることができる。男が雇用者のオフィスに近寄ることがなかったのなら、彼が偶然彼の今後に関する重要な証言を聞くことはなかったのだから、その点で、彼が“自分は解雇される”と信じるための証拠を得たことは偶然によるといえ、また彼がそれを信じたことも同様に偶然といえる。このように、証拠運と信念運がともに働いている場面を見つけることは容易である。しかし、Pritchard の考えでは、これらの運はそれらが分かれて生じるという可能性さえ考えにくい。

例えば、証拠か信念のどちらか一方だけが存在しないがゆえに、その一方の存在に関する運がそもそも生じていない場合を考える。先に、証拠は偶然に得られているが、行為者はその証拠に基づいて関連する命題を信じてはいない (e.g. その命題を信じない別な理由が存在する) ために、証拠運が働いているが信念運は生じていない場合を考えよう。この場合、行為者が信念を形成していないことに注目されたい。誰も信じていないことを知ることはできないとすれば、ここでの行為者は、関連する命題を信じていないという点によって、(既に) 関連する命題の知識を持つことがない。つまり、この場合は、認識運の存在によって知識が損なわれるような可能性はあらかじめ閉ざされているような場合である。この場合に証拠運が生じているといっても、このときの証拠運は知識と両立可能であるこ

とも不可能であることも示さないような運であり、それゆえ知識と認識運との両立可能性を論じるのに適したケースではない。このような場合は、私たちの関心に照らし合わせて、認識的な重要性を持たないものとして排除できるような場合だろう。

反対に、信念は偶然に得られているが、行為者はそれを信じるための証拠を有しているわけではないために、信念運は働いているが証拠運は生じていない場合はどうか。これは、証拠概念をどれだけ広く取るかに応じて結果が変わりうる。例えば、行為者が知覚によって外界の知識を得る場合、行為者は外界に対する信念を支持するような証拠として、特に内在主義的なそれを有しているわけではないということができる。したがって、行為者が信念運の働いている状況で知識を得ているが、しかしその信念を支える証拠を行為者が有していないという理由で、信念運は働いているが証拠運は生じていないという場合を考えることができないわけではない。ただし、このような可能性は外在主義と内在主義との争点を含んでいるため、Pritchard (2005) はこの可能性を脇に措いている。その代わり、彼は別な構造のケースを通じて、証拠運と信念運との関係を確認めようとする。

彼が代わりに検討するのは、証拠と信念のどちらも得られているが、2つの得られる時点が異なるために、ある時点において証拠運と信念運の一方は生じており他方は生じていないような場合である。まず、ある時点で証拠が偶然に得られたために証拠運は働いているが、信念はそれよりも前の時点で既に形成され維持されていたために、この時点では信念運が働いていないような場合を考える。

このとき、信念も形成された当初の時点では運をはらんでいたかもしれないが、証拠が得られていた時点ではこの信念の保持は運によらないことに注意されたい。というのは、特に Pritchard (2005) の定式では、ある事象の生起が運によっているのは、“[...]その事象が現実世界では生起していながら、事象の生起に関連する初期条件が現実世界と同じであるような、現実世界にもっとも近い可能世界の幅広いクラスではそれが生起していない” (p.128) 場合であるとされるからである。現実世界の行為者が証拠を得た時点において彼女が信念を持っている仕方について、それと関連する初期条件が同じであるような最近傍可能世界を参照する限り、それらの世界で彼女が同じ信念を持っていない見込みは一般にきわめて低いだろう。証拠もないままに行行為者が信念を形成していることのありうる具体例として、彼女が偏見による思い込みでそのような信念を抱いている場合があげられる。例えば、殺人事件の犯人を考えると、容疑者の人相に関する個人的な偏見から犯人を推理する素人の探偵を想像しよう。この探偵は当初は偏見に基づいて特定の容疑者を犯人と信じていたが、後にその人物が犯人であることを示す決定的な証拠を得たとする。このとき、決定的な証拠を得る時点で彼女が容疑者に対する疑いを取り下げることがどれだけありうるだろうか。それがあまりありえないことと推定されるなら、証拠運の働いた時点で信念運の生じていない場合というのは考えることは今のところは難しくないだろう。これと同時に、Pritchard の定式では、通時的に累積的な運というものも考えられていないことに注意されたい。先の定式に則って考える限り、事象の生起に関わる運というのは、それが

生じている現実世界を中心として、事象の生起に関連する初期条件を満たす近傍可能世界において、その事象が生起している可能世界の数によって決まる。つまり、Pritchard の定式における運は、現実世界における関心の事象の（可能世界を選び出すための）関連する初期条件に相対的に決まるものであるため、時系列を経て累積するようなものではない。したがって、信念を形成することが運によるならば、その信念が真であることはさらに運によっている、ということとはできず、信念が真であることの運は、信念が生じることの運とは飽くまでも独立のものなのだと考えるべきである。あるいは、より重要なのは、仮に信念が真であることが信念を得たことよりもさらに偶然であると考えられるとしても、そのような捉え方で理解される偶然性は、知識と運との関係を精緻に見るには適していない偶然性なのだという点である。ある種の偶然性が知識にとって脅威であることを仔細に見て取りたいなら、それがなにを基点とする偶然性なのかという点がより重要であり、特に、Pritchard の診断では、それが信念を形成する仕方を基点にして観察される偶然性（運）である場合に、その偶然性が知識の成立を妨げるほどに問題となることがわかる、ということである。したがって、認識運と知識との両立可能性を考えたいのであれば、通時的に累積的な運という着想は忘れて、（問題の）事象と関連する初期条件を満たすような可能世界を見ることによって、その事象および関連する初期条件に相対的なものとして運を理解すべきなのである。

では、信念が形成されるよりも後の時点で証拠が偶然に得られており、それにより証拠運は生じているが信念運は生じていない場合というのは本当に可能なのか。Pritchard によれば、それはあり得たとしてもその認識論的な重要性が疑わしいものである。例えば、先の探偵がもともと有していた信念の形成方法に注目されたい。この探偵は偏見によって信念を形成しているが、その信念を支持するような証拠は有していなかった。このような仕方では物事を信じる行為者は、もし犯人の正体が現実と違ったとしても、同じように人相に関する偏見を頼りに信念を形成してしまい、それゆえありうる可能性のうえでは十分に誤り得ただろうといえる。つまり、彼女の信念は、たとえ現実には彼女が決定的な証拠を有していたのだとしても、それが真であることが多分に運によっているために知識とは見做されない。したがって、ここで証拠運と信念運との生起が分かれたところで、これは知識の成立するようなケースでははじめからないので、認識運の認識論的な重要性を示すケースとしては不適切である。あるいは、“[...]たとえ私たちがこのようなケースで最終的に知識を帰属するかもしれないとしても、行為者が証拠的に幸運だが信念的には幸運でないようなケースは、事実上、行為者がはなから知識の市場 *the market for knowledge* にいなかったケースなのだと考えるためのそれらしい根拠があることに変わりはない” (Pritchard [2005], p.140)。

ここで、このケースにおいて探偵の知識を損ねていると考えられているのは信念が真であることの運の存在であることに注意されたい。探偵に知識が帰属されないと考えられているのは、彼女が可能性のうえでは容易に誤り得たという意味で、彼女の信念の真である

ことが偶然によっているからである。ただし、この運が介在運であるのかそれとも環境運であるのかは議論を要する。というのも、彼女の信念が具体的にどのような仕方で形成されているのかが明確ではないからである。例えば、Pritchard の解釈の線をさらに押し進めて、この行為者の偏見は手元の証拠が示唆することを無視してしまうほどに強烈なものだとし、彼女の信念の形成に関して実質的な役割を果たしているのはこの偏見なのだとする。この場合、たとえ彼女の手元に有力な証拠があるのだとしても、彼女が証拠に十分な配慮をしておらず、彼女の信念の形成はもっぱら偏見によるものであるから、彼女の信念はそもそも事実と適切な関係にあるとはいえず、正当化されるようなものでもない。ゆえに、この場合の彼女の信念が真であるのは、ゲティア型の介在運によっているといえる。他方で、彼女は偏見によってものを考えるきらいにあり、もともとはその性向によって信念を形成していたのだとしても、重要な証拠を得た時点では、彼女にはこの証拠を十分に審査する能力があり、この証拠の評価に基づいて偏見を低減させ、証拠が示唆する物事を信じることができるのであれば、この場合の彼女の信念は証拠に基づいており、したがって事実と適切な関係にある正当化された信念であるといえそうである。ただし、それでもなお、彼女の偏見癖が完全になくなるわけではなく、またこの偏見も相手によって強弱が変わるようであれば、現実で得られた証拠と犯人の組み合わせの場合には証拠から犯人を正しく推理できたが、別な犯人との組み合わせの場合には、異なる犯人に対する偏見のいっそうの強さから、証拠を正しく評価できず、正しい判断に至らないということもありえる。この場合には、彼女の信念は現実には正当化されており、事実と適切な関係にあるが、潜在的には彼女の信念は誤る可能性を秘めており、それゆえ彼女の信念が真であることは運、特に環境運によっているといえそうである。この解釈の分岐はひとえに行為者が信念を形成した実際の仕方をどう理解するかにかかっている。この点は、後に見るように、Pritchard の学説における問題点と直接的な関わりのある点だが、いずれにせよ今検討しているケースに関して次のように述べることは問題がないだろう。すなわち、先のケースでは、行為者の信念が証拠運や信念運とは別の“信念が真であることの運”の存在によって既に知識であることを妨げられており、それゆえ認識運としての証拠運や信念運と知識との両立可能性を検討するためのケースとして適切でないために退けられたのだと言い換えることができる。しかし、このケースで知識の帰属を差し控えることは、次のようなケースの判断を混乱させるように思われる。

“殺人：刑事巡査は事件の解決を宣言しようとしている。事件現場のすべてが暴行罪の犯罪歴をもつ捨てられた恋人の犯行であることを物語っている。事件現場を過ぎ去ろうとすると、非常にわずかな手がかりが彼女の目に留まる——彼女がなんども見過ごしてきた手がかりで、大きな蜘蛛がちょうどそのうえを通らなかったら、今後も容易に見過ごし続けただろう手がかりだ。この手がかりをもとに、彼女は捨てられた男の無実を正しく結論し、代わりにほんとうの殺人犯を捕まえた” (Sliwa 2015, p.63)。

巡査が手がかりを見つけることができたのは僥倖によるため、ここには証拠運が働いているといえる。しかしまた、彼女はその手がかりを偶然見つけることがなかったら、誤って無実のひとを犯人と思い込み、逮捕していた。この点で、犯人の正体に関する彼女の信念が真であることは偶然によっているとも言えそうである。では、この巡査は殺人犯の正体を知ることができなかつたのか。私の直観では明らかにそうでない (i.e. 巡査は犯人の正体を知っている) し、Sliwa の直観も同じである。すると、このケースにおける直観は、先の探偵のケースにおいて与えられた判断と一見すると不整合であるように思われる。どちらのケースも、行為者が偶然正しい証拠を得たケースであり、またその証拠を得なかった場合には容易に誤信念を抱いていただろうケースだからである。これらの類似性を措いて、一方では知識を帰属し、他方では知識を帰属しない正当な理由があるのだろうか。Pritchard (2007) はこの違いについて明確な応答をしている。

“例えば、刑事が被告人の罪を証す重要な証拠の一部に行き当たったのは僥倖に過ぎなかったとする。彼女の結果する被告人の罪への真なる信念が偶然でなければ、彼女の信念は知識でもあると主張することにこれはなんの問題も生じさせない。反対に、彼女の信念がただ運により真であったとするなら——例えば、彼女の信念が証拠よりも偏見に基づいており、それでも真だったとするなら——そのとき、この点においてこのことは彼女が知識を有していることと不整合である” (Pritchard 2007, p.279)。

ここで、Pritchard は証拠運と信念が真であることの運とを切り分けて説明をしている。行為者が証拠を偶然に得たということ、そのことが知識の成立を妨げることはない。知識が認識運の存在によって成り立たなくなるのは、行為者の信念が真であることが偶然による場合の方なのだ。証拠よりも偏見に基づいて信念を形成していた行為者は知識を持たない。なぜなら、偏見に基づいて信念を形成していた行為者は、ありうる可能性においては、先のケースで述べたのと同じような理由で、誤った信念を形成していたことが十分に考えられるからである。これに対して、Sliwa の巡査には同じようなリスクは考えられない。巡査は偏見ではなく、証拠に基づいて考える行為者である。彼女が重要な証拠を手にしたのが幸運によるのだとしても、この証拠のうえで彼女が誤り得たと考える理由はない。その点で、彼女の信念が真であることは、彼女の信念の形成様式のもとでは、運によるわけではない。したがって、巡査の知識は損なわれない。

先ほど、巡査の信念の真であることが偶然によるものと思われたのは、この偶然性を証拠の得られる前の時点の条件に基づいて考えていたからにほかならない。すなわち、巡査が証拠を得る前の条件において現実と同じような近傍可能世界を参照するなら、それらの世界では、巡査がそもそも重要な証拠を得なかったために、彼女が誤信念を抱いている世界が多く存在する。その意味で、証拠が得られる前の条件に沿って可能世界を探索するな

ら、彼女が真なる信念を持てたのは偶然によるといえる。しかし、この偶然性は知識を損なうものとしての信念が真であることの運としては不適格である。Pritchard の考える信念が真であることの運は次のような認識運である。すなわち、現実世界では行為者は真なる信念を抱いているが、現実世界と同じ仕方で行為者が信念を形成している幅広いクラスの近傍可能世界において、行為者の信念が偽であるような場合、そのときに存在していると考えられる運である (Pritchard 2005, p.146)。したがって、行為者の信念が真であることの偶然性が彼女の知識を損なうような偶然性であるかを確かめるには、関連する初期条件に彼女の信念の形成様式を含めたうえで、この条件を満たしている近傍可能世界を探索しなければならない。特に、この信念の形成様式のうちに、信念の形成に寄与した証拠の存在を含めることの妥当性が了承されれば、巡査の真なる信念はそれが知識である資格を損なうような意味では運によるのではないことが認められるはずである。

しかし、信念が真であることの運が生起することの条件のうちで、選出される近傍可能世界の関連する初期条件として信念の形成様式を指定したり、あるいはこの様式に証拠の同一性を含めてしまうことには問題がある。1つには、先のケースにほんとうに対処できるのかが不明になるという問題がある。もともと偏見によって信念を保持していた探偵が、たまさか（真実を示す）証拠にめぐり会い、それを信念の支持根拠として迎え入れるとき、この時点でこの探偵が当該信念を抱いている仕方には、特にこのケースを“行為者が証拠を得た”ケースであることを認めるなら、この証拠が本質的な役割を果たしているといって差し支えないように思われる。しかしそうであるならば、この探偵の信念が真であることが、知識に満たないかたちで運によっているというためには、この探偵が同じ証拠を得たうえで信念を形成している近傍可能世界を探り、そのうちに彼女が誤信念を抱いているような世界を多く見つけなければならない。しかし、たとえ当初は偏見によって信念を形成していた探偵であっても、重要な証拠とそれが示す事実との関係を適切に認識できるような探偵であれば、この探偵が同じ証拠を得たうえで誤信念を形成した可能世界を考えるのは簡単ではない。もし、探偵が同じ証拠のもとではほとんど誤らないような行為者であるならば、Pritchard の定式のもとで、彼女は知識を有していると思ふべきである。あるいは、Pritchard の考えに譲歩するなら、問題は行為者が信念を形成した実際の仕方にある、と考えるべきなのかもしれない。つまり、ほんとうにこの探偵の信念形成にとって証拠の存在が本質的であるならば、彼の側でも、この探偵の知識を否定する理由はないかもしれない。彼が否定したいのは、仮に証拠を手にしてもそれが信念の形成に十分な役割を果たさないほどに行為者が強烈な偏見を抱いており、それゆえ彼女のほんとうの信念の支持理由が証拠とはみなせないような場合、そのような行為者の現実に真なる信念が知識である可能性に限定されとも考えられる。つまり、先に述べたようなかたちで、探偵の偏見が相手によって強弱の変わるような性質のものであり、それゆえ犯人が異なる場合には証拠の彼女にとっての有効性が有意に変わるような場合などが、彼が知識の成立を否定したい具体的なケースなのかもしれない。とはいえ、行為者が偶然に証拠を得たとい

う特徴をもつものとして提示される先のようなケースに対して、この行為者の信念形成にその証拠が本質的な仕方では関与していないのだと考えることは、ほかの論点における Pritchard の切り返しと不整合であるようにも思われる。この点は後に見るとして、先に初期条件の信念の形成様式に証拠を含めることによるほかの問題に触れるとしよう。

2つ目の問題は、信念の形成様式を指定することによって、ゴールドマン・ケースを信念が真であることの運が働いているケースと見なせなくなる、ということである。例えば、広場で少年がほんものの山羊を見たが、広場には少年の知らないところで山羊の偽物が溢れていたケースを思い出そう。このケースに関して、行為者の信念が真であることが多分に運によっているからという理由で、行為者に知識は認められないというのが Pritchard の主張だった。しかし、行為者の信念の真であることが知識の資格を損なう仕方で運によっているというために、現実に行為者がしたのと同じ仕方で信念を形成している近傍可能世界を参照するとすれば、この少年が現実にしたのと同じ仕方で信念を形成している近傍可能世界とはどのようなものであるか。現実世界の少年が信念を形成する仕方にとって、少年の特定の知覚表象を本質的なものとして認めて良いなら、参照される近傍可能世界は少年がほんものの山羊を見たという点で同じ可能世界である。しかし、このようにして選び出された可能世界では、この少年が誤信念を形成したと考えることは特別な情報をケースに付け加えなければ難しいだろう。そのような情報としては、例えば、この少年が羊と山羊との見分け方に関して曖昧な人物であるという情報が考えられる。少年は、白い体毛の四本脚の動物に羊や山羊と呼ばれる動物がいることは知っているが、実際に羊と山羊とを見分けるのに十分なほどは羊や山羊の特徴を知らない。このような少年がケースの主人公であったなら、例えば、少年がほんものの山羊の姿を知覚したとき、現実では少年はそのことから“この広場には山羊がいる”という信念を形成したが、背景知識の曖昧さがゆえに、ありうる可能性では、この山羊を羊と取り違え、“この広場には羊がいる”という信念を形成した可能性を十分に考えることができる。このようなケースは、まさしく、知覚表象を含めて現実と同じような仕方で信念を形成した近傍世界において、行為者の信念が十分に誤り得たようなケースであり、それゆえ問題の分析のもとでは信念が真であることの運の存在によって知識が成立しないと判定されるケースである。また、この変更が加えられたケースで少年が“この広場に山羊がいる”ことを知らないというのは、私にとって直観的であり、このケースに対する分析の予測が問題であるとは思わない。しかし、これはあくまでもオリジナルから大きな変更を加えられたケースである。実際、オリジナルのケースから少年の無知を読み取るのはいささか強引だろう。また、Goldman (1976) のケースではなおさらのこと、父親が子どもに事物の名前を教えるという文脈であるのだから、この父親が納屋の具体的な特徴を知らないと考えるのは自然でないと思われる。そうだとするなら、ゴールドマン・ケースを今述べたような仕方で信念が真であることの運、特にこの場合は環境運が働いているケースだということとはできない。行為者に背景知識の欠如を読み取ることが自然でない以上、行為者の信念が真であることの偶然性は、ほかの仕方

で見て取らなければならないのである。

広場のケースを検討する際、信念の形成様式を、そこに特定の知覚表象までは含めないような、より広いものとするべきだろうか。例えば、現実には少年が信念を形成した仕方ということで、現実には少年が得た知覚表象までは固定しないが、それと類似する知覚表象を得た場合は含むようなかたちで、現実と同じ信念の形成様式を理解すべきだろうか。もし、このような理解が許されるならば、参照される近傍可能世界は、山羊の像を見て、広場にはほんものの山羊がいないにも関わらず、少年が“この広場には山羊がいる”という信念を形成する世界を多く含むことになり、それゆえ多くの可能性のうえでは行為者の信念が誤りうるという点で、ケースに対して知識が成立しないという予測を立てることができる。しかし、このような解釈の妥当性は疑わしい。というのも、Sliwaの巡査のケースを見た際には、証拠の同一性までを固定したうえで近傍可能世界を選びだしたはずである。ではなぜ、広場のケースでは知覚の同一性までは固定しない、という芸当が許容されるのだろうか。もし、私たちが今、広場のケースに対してしたのと同じような戦略を巡査のケースに適用したなら、今度は巡査のケースにおいて、巡査に知識を帰属しないという不都合な帰結が得られてしまう。ずばり、巡査の現実の信念が真であっても、巡査が現実の証拠とは異なるような証拠のもとで、そのミスリーディングな証拠によって誤信念を形成していた近傍可能世界が多く考えられるために、彼女の信念が真であることは重要な点で運によることになり、彼女には知識が認められなくなってしまう。

あるいは、この適用は不公正なものであって、行為者が現実とは異なる証拠を有している場合に関連する信念の形成様式に含めてよいとしても、そこで許容される異なる証拠は現実の証拠と高い類似性を保っていなければならないと考えるべきだろうか。しかし、証拠の類似性を精査することは知覚表象の類似性を相手にするよりも難しい。例えば、巡査のケースにおける重要な証拠が“ダイイング・メッセージ”だったとする。ここで、この証拠は単なる“血の痕跡”に関する知覚表象とは区別されなければならないことに注意されたい。なぜなら、後に示されるように、証拠は行為者が適切な注意を向けない限りはほんとうの証拠とはみなされないとする一定の理由があるからだ。そうであるならば、血の痕跡に関する知覚表象は、行為者がそれを事件の解決にとって重要な示唆を与えるようなもの（viz. ダイイング・メッセージ）として認識してはじめて行為者の証拠と見なされる。では、行為者による適切な注意を必要とするような証拠について、その同一性や類似性はどのように考えたらよいか。例えば、形状に微妙な違いのある血の痕跡で、しかし示唆するところではなんら違いのないような痕跡（e.g. 一点の滴血の有無が認められる痕跡）の表象は、行為者にとって異なる証拠と見なされるべきだろうか。直観的にいって、それが示唆するところで違いがないなら、それらを異なる証拠として認めるのは不自然であるように思われる。この点は、さらに次のようなケースを考えるとより明白だろう。すなわち、証拠が証人の証言の場合である。この場合、証人が証言をするときの彼女の音声的特徴が、証言が証拠として示唆する内容に関して影響を与えない程度に違った（e.g. 証人の声がた

またまかすれた瞬間があった) なら、その証言はもとの証言とは証拠として異なる証言であるというべきだろうか。いわないだろう。このように、証拠にとって本質的なのはそれが示唆するところであり、その証拠が由来する事物の物理的特徴は、それが証拠の示唆するところに影響しない限りは、証拠にとって本質的でないと考えられる。したがって、物理的特徴の違いが直接的に影響するような知覚表象の違いについても、この違いが証拠として受け取られる際に示唆する点で違いをもたらさないのであれば、それらに由来する証拠は証拠としては区別されない。ゆえに、知覚表象と証拠とは同一視できない。検討されている学説が、異なるが類似性の高い証拠に基づく信念形成について、それを関連する初期条件に含めるものだったことを思い出されたい。今述べたことを踏まえたうえで、私たちは異なる証拠の類似性をどう測ることができるだろうか。それをその証拠が由来する事物の物理的特徴に帰することができないのは今見たとおりである。証拠の同一性にとって本質的なのはそれが示唆するところなのだとする、証拠が異なるものであるためにはそれが示唆するところでなんらかの違いが認められなければならない。例えば、2つの証拠が支持する信念の点では同じでも片方は他方よりも多くの情報を含んでいるような場合は、それらは異なるが類似性の高い2つの証拠だと見なせそうである。あるいは、支持する信念は異なるがそれが信念を支持する仕方は完全に一緒であるような2つの証拠、言うなれば証拠タイプが同じであるような2つの証拠も異なるが類似性の高い証拠といって差し支えないだろう。では、より重要なのはどちらの類似性なのか。1つ目の類似性を優先するなら、Sliwaの巡査は学説のもとで知識を有していたといえる。反対に、2つ目の類似性を優先するなら、巡査は学説のもとで知識を有していないことになる。Sliwaのケースを直観的なものと受け取り、学説にこれを説明する責任を課すなら、1つ目の類似性を優先するような学説を設けなければならないだろう。しかし、1つ目の類似性を2つ目の類似性に優先させる理由は明らかでない。これを説明できなければ、今示したような仕方では学説を保つことはできないし、ほかの方法を取るのであればその方法が明らかにされなければならないだろう。さしずめ、私にはいずれの説明を与えることも困難であると思われる。

もしゴールドマン・ケースのようなケースで行為者に知識を帰属してよいと考えるなら、先述の仕事に煩わされる必要がない。この選択肢を取れば、近傍可能世界を選び出す際の関連する初期条件としての行為者の信念の形成様式について、これに特定の知覚表象や証拠の同一性を含めることができる。このように信念の形成様式の等しさを理解するなら、先述の通り、広場のケースやほかのゴールドマン・ケースに関して、行為者の背景知識の欠如を認めない限りは、行為者に知識が帰属されることになるが、この帰結さえ受け入れれば、Sliwaの巡査のケースにおいても同じ仕方、かつ適切な結果を得ることができるのだ。私には、この選択肢を取るのがもっとも簡潔で有効な選択であると思われる。

以上が、信念が真であることの運の条件について、参照される近傍可能世界の選定基準に現実の行為者と信念の形成様式において同じであることを含めること、そのことによって生じる問題である。ところで、既に予告した通り、Pritchardの議論には証拠概念の捉え方

に関して不整合なところがあるように思われる。この懸念と関連するのが、証拠を得るよりもあとの時点で偶然に信念が得られた場合、すなわち証拠運は生じていないが信念運が生じているように思われる場合に関して彼が行っている議論である。本節の最後に、この議論を以下で見ておきたい。

証拠を得るよりもあとの時点で偶然に信念が得られた場合として考えられるのは、例えば、科学者が既に持ち続けていた証拠を整理しながら、ある日閃きによって重大なアイデアを思いついた場合である。科学者が閃きによって新たな信念を獲得したとき、この信念は閃きによっているという点で偶然に生じたものと見てよさそうである。一方で、関連する証拠については、閃きの時点では既に科学者が有していたものであるため、これを彼女が有していることは偶然でない。このケースは明らかに証拠運が生じていないが信念運は生じている場合ではないだろうか。Pritchard (2004) の考えでは、長い間手元の証拠に関して不感応であったこの科学者は鈍感さが災いして知識の帰属される立場にないという。

“例えば、行為者が証拠をずっと有しており（そしてそれを運によらない仕方でも獲得しており）、しかし彼女がそれに適当な注意を払わなかった（ある種の認識的アクラシアである）ために証拠に応じて信念を形成することがなく、ある瞬間めずらしく頭の冴えているときに証拠を振り返ることができたという幸運のおかげで結果的に関連する信念を形成することができたのだとしよう。[...]この種の証拠に対する不感応性は通常、行為者が知識を欠いていることを示すのに十分なものである” (Pritchard 2004, p.p.203-204)。また、Pritchard (2005) はこのようなケースで“証拠”と呼ばれているものがほんとうにそう呼ばれるに値するものなのかという点に疑問を投げかけている。“このケースの問題は、行為者がその重要さに気づかないままそれを有していたことを考えれば、この件で‘証拠’ということになんか意味されているのかを理解するのが難しくなるということである。実際のところ、これが意味しているのは——‘証拠’のどんな認識論的内在主義の解釈においてであれ——結局、行為者が当該の証拠をほんとうは有していなかったということではないか（言うなれば、‘潜在的’あるいは‘前-’証拠を有していたのであって、無規定の証拠 *evidence simpliciter* を有していたわけではなかったのだ)” (Pritchard 2005, p140)。

まず、閃きによって得られた科学者の信念は知識にはならないという Pritchard の主張は直観的でないだろう。私たちは普通、そのようにして得られた真なる信念も知識と呼ぶように思われる。加えて、その重要性を認識しないうちは行為者が有している情報も証拠と呼ばない、という考えは、上述の偶然の証拠に信念が先行するケースに対して彼が与えた回答と相性が悪いように思われる。先に見たように、偏見によって信念を形成した行為者が後になってその信念を支持するような証拠を偶然に得た場合、Pritchard はこの行為者について、彼女が実際に信念を形成する仕方は証拠よりも偏見に基づいているという点で、この偏見を彼女の信念形成にとって本質的なものと見做していた。しかし、証拠が重要性を認められてはじめて行為者の手に渡ると考えるならば、“証拠が得られている”ケースとして提案されているシナリオにおいて、行為者が信念を形成している仕方に証拠の存在

が本質的な役割を果たしていないと考えるのは辻褄が合わないように思われる。このケースが“証拠が得られている”ことの下承されるケースであるならば、このケースにおける行為者は、証拠概念の理解により、証拠の含意を適切に認識しているのでなければならない。ところが、そのようにして証拠の適切な評価を行えるような行為者が、関連する彼女の信念に関してこの証拠を十分に結び合わせていないと考えるのは不自然である。はたして、この行為者が証拠と彼女の信念とを適切に結び付けているのであれば、彼女のこの信念の形成に関して証拠は本質的な役割を果たしているだろう。そうであれば、この行為者の信念が真であることが、この信念が知識であることを妨げるようなかたちで運によっているのかを確かめるためには、私たちは彼女がこの証拠のもとで信念を形成している近傍可能世界を参照すべきであり、そしてその場合には、この証拠の適切な評価が可能であるようなこの行為者は、参照された多くの可能世界において正しい信念を形成しているだろうと思われる。よって、Pritchard の考えに反して、この行為者の信念が真であることは運によらず、彼女は知識を有しているのだという結果が導かれる。私はこの結果がそれほどおかしいものとは思わない。私の直観では、真なる信念を抱いており、かつその信念を支持するような証拠を有しているような行為者は、仮に証拠が得られるより前の時点では偏見によって信念を形成していたのだとしても、知識を有しているといっても不思議でない。

以上の論点は、直接的には証拠運と信念運との分離可能性に関わるものである。本稿の目的にとって、この 2 つの認識運の分離可能性はそれ自体ではそれほど重要でないが、Pritchard がそれについて論じるときに引き出す主張は本稿の目的と大いに関係する。特に、行為者の知識を損なうような仕方で生起する“信念が真であることの認識運”が、その成立条件のうちに、行為者が信念を形成する仕方に関して現実世界と等しい近傍可能世界を選び出す操作を含んでいること、またこのときの“信念を形成する仕方”とは正確にはなにを指しているのかということは、信念が真であることの認識運のうち、環境運と知識との両立可能性を検討するための主要な論点となる。本節で見たように、さまざまなケースに関する Pritchard の直観と整合的なかたちでこの条件を解釈することは難しい。条件のもっとも簡潔で効果的な解釈の仕方は、Pritchard の直観をいくつか無視することになる（しかし、それによって私の直観にはむしろ適合することになる）が、ゴールドマン・ケースにおいて環境運が働いていると考えることはやめて、このようなケースにおいて行為者の知識を認めてしまい、代わりに信念の形成様式をそれに知覚表象や証拠の同一性を含めるかたちで一挙に理解してしまうことであると私は考える。しかしながら、ゴールドマン・ケースにおける直観を覆すことは、Pritchard らにとっては容易でないことかもしれない。私の解釈を推し進めるには、さらなる根拠が必要とされるだろう。

4 様相的環境運

既に述べたように、私はゴールドマン・ケースにおける行為者に知識が認められないと

は思わない。率直に言って、Pritchard や Hills がほんとうにこのケースに関して知識が成立しないとする直観を持っているのかを、私は不思議に思う。しかし、彼女らの論述を見ると、ゴールドマン・ケースに関して完全に明瞭な直観を有しているわけではないように思われる箇所がある。本節では、ゴールドマン・ケースに関する直観について、Pritchard が明示的に言及するような箇所を紹介しながら、彼の立場と私の立場との相違を明確にした

い。

実は、Pritchard はある箇所ではゴールドマン・ケースにおける知識不在の直観が、ゲティア・ケースのそれよりも比較的弱いことを認めている。

“信念が真であることの認識運が介在的なものではなく環境的なものであるとき、行為者が知識を欠いているとする直観が比較的弱いことは認められるべきだろう。[...] 環境的認識運のケースでは、しかしながら、介在的認識運のケースよりも、主体の認知的行為者性が彼女の認知的成功においてより多くの役割を果たしている。それゆえ、前者のケースでは行為者が知識を欠いていることのそれほど強い直観を呼び起こさないことは不思議でない” (Pritchard 2015, p.105)。

また、Pritchard は、ゴールドマン・ケースを純粋に様相的な環境運の働くケースに改変した場合に、より一層直観が弱くなるだろうと述べる。

“この現象[i.e. 直観の強弱の変化]は、純粋に様相化されたヴァージョンのバーン・ファサード・ケースに着目するとより顕著になる。実際の主体の環境にはりぼての納屋は存在しないが、それが存在した可能性は非常に高く、それも幅広いクラスの近傍可能世界で行為者が同じ[信念形成の]基盤から誤信念を形成するほどであるようなかたちに、このケースを変更したと考えるもらいたい。これは特に主体の様相環境に関わるような特別な種類の環境的認識運である。そのようなケースの行為者が知識を持たないのだとする直観はよりいっそう弱いだろう。これは、信念が真であることの認識運が完全に主体の様相環境における要因によるものなら、主体の認知的成功は、通常の知識のケースと同様に、彼女の認知的行為者性に帰することができるからである” (Pritchard 2015, p.105)。

Pritchard はゴールドマン・ケースにおいて直観が弱い理由を、このケースにおいて認知的達成の果たす役割が大きいためだと考えている。しかし、彼の考えでは、知識における認知的達成の重要性を、信念が真であることの運による認識的リスクを無視してしまうほどに強調するのはよろしくない。そのことによって、知識はある種の運を受け入れないという抗運性の直観を蔑ろにしてしまうからだ。また、信念が真であることの運が生じていないこと（抗運性条件）を知識の必要条件とする立場も、認知的達成の概念を持たないわ

けではない。抗運性を知識の必要条件としたうえで、これに認知的達成の概念を掛け合わせるなら、直観の強弱を次のように説明できる。すなわち、ゲティア・ケースもゴールドマン・ケースも抗運性の条件を満たしていないために原則として知識は認められないが、後者においては認知的達成が生じているために、知識を帰属したい気持ちに駆られる (Pritchard 2015, p.108)。しかし、私としては、Pritchard のこの切り返しには不服がある。まず、前節までの議論を踏まえれば、そもそもゴールドマン・ケースが信念が真であることの認識運の存在するケースなのかは不明である。また、ケースに関する直観の強弱は、ゴールドマン・ケースの排除を知識の必要条件に含めない立場でも容易に説明できる。まず、ゲティア・ケースは信念と事実が適切な結び付きを持たないために知識のケースとはみなされない。これに対して、ゴールドマン・ケースは信念と事実との間に適切な結び付きが認められるため、知識のケースとしては十分である。ここに、ゴールドマン・ケースでも知識を認めたくないひとが現れるのは、このケースの行為者の信念は、(厳密には同じ仕方で信念を形成してはいないような) 関連する可能性のうちでは誤り得たという点で、ある種の認識的な脆弱性が認められるからである。ゴールドマン・ケースにおいて、私がこれを知識のケースとして認めながらも、このケースにおける行為者には認識的に惜しいところがあると冒頭で述べたのはこれと同じ理由による。私としては、行為者の認識に脆弱性がなければそれだけ認識的に望ましいものであるという点を否定するつもりはない。Pritchard と異なるのは、私はこれを知識の必要条件に含める必要はない、と考える点においてである。

しかし、Pritchard はさらなる変形ケースを用いて、自らの立場を擁護しようとする。

“悪魔*：悪魔は、Chris が朝一番に階段を降りてくるとき、彼にそのときの時間に関して正しい信念を形成してほしいと思う。しかし (ただし Chris は知らないが)、時計は国営宝くじとリンクしており、Chris の宝くじが当たっているなら、その朝、時計は正常に動いているが、そうでなければ誤作動を起こしており、正確でない (が大きなズレでもない) 時間を示しているのだ、ということを悪魔は知っている。悪魔は、時計が誤作動を起こすなら、彼が介入してそれが Chris の確認したときには正しい時間を示すことを保証するように備えている。しかし、実際には、Chris は宝くじに当たっており、それゆえ悪魔は介入する必要がなかった。Chris は時計を見て、結果として真なる信念を形成する。” (Pritchard 2015, p.p.108-109)。

このケースについて、私の立場は Chris が正しい時間を知っていると言わなければならない (し、それは私にとって直観的な答えでもある)。一方で、Pritchard によれば、私たちは Chris が知識を獲得していないとする強い直観を持っている。それは、“彼が真なる信念を持っているという事実は、それが認知的達成と見なされるのに十分に sufficiently 彼の認知的行為者性に帰属可能である一方で、彼が安全な真なる信念を持っていることは十二分

に significantly 彼の認知的行為者性に帰属可能なわけではない” (Pritchard 2015, p.109) からである。しかし、私の考えでは、そもそも安全性は知識にとって余剰のものと思われるため、ケースにおいて生じている認識のそれらの性質が行為者には十分に帰属されないことと、行為者に（それらの性質を除いて）知識が帰属されることとは両立可能である。したがって、彼のこの主張が私の立場を危うくしているとは思われない。

知識にとって安全性をより重要視するか、はたまた行為者の信念が事実と適切な関係にあること (i.e. 認知的達成であること) を重要視するかは、Pritchard の述べる通り、大きな“決意点 decision point” (Pritchard 2015, p.107) なのかもしれない。しかし、この選択は必ずしもこの点のみに関わる理論的前提の選択であるとは思われない。1 節や 2 節で見たように、ゴールドマン・ケースの解釈は、知識と理解の関係にも深く関わる。このケースを知識の成立しないものと受け取るならば、なぜゆであるかを知らないが理解はしているという行為者の存在が認められる可能性がある。しかし、この帰結は、本稿で取り上げて深く検討することはなかったが、一見すると奇妙なものであるように私には思われる。もし、この帰結が受け入れられないものだということが分かれば、この帰結を導く前提となっているゴールドマン・ケースの Pritchard 流の解釈は、その文脈において問い質されることもありうるだろう。ゴールドマン・ケースの解釈は、関連する問題の是非と併せて考えることが可能なのであり、その検討は今後の課題である。

5 結語

以上、Pritchard の論述を主な手がかりとして、認識運と知識との関係を論じた。3 節で中心的に論じたように、Pritchard のするような仕方で信念が真であることの運を定式化するのには問題がある。特に、定式における“現実と同じ信念の形成様式”という部分の“同じ”ということによって、どれだけの範囲の関連する認知過程を含めているかによって、彼の分析から得られる結果は異なる。“同じ”ということによって、例えば、信念の形成過程に含まれる知覚表象や証拠などの構成要素について、その厳格な同一性を求めるのであれば、通常のゴールドマン・ケースにおいては知識の成立を認めなければならない。他方で、“同じ”ということによって、認知過程における構成要素の厳格な同一性までは求めないとすれば、どれほどの範囲を許容可能なものとして策定するか議論が必要となり、それを広範な認識リソースにまたがって統一的に適用可能な基準として策定することは困難であるように思われる。また、Pritchard の分析から得られる帰結は、理解と知識の関係や、知識は認知的達成であるかという問いに関わりをもつ。認識運と知識に関する分析結果がそれらの論題に与える影響の吟味は今後の課題としたい。

参考文献

- Boyd, K. (2020). ENVIRONMENTAL LUCK AND THE STRUCTURE OF UNDERSTANDING. *Episteme* 17 (1), 73–87. doi:10.1017/epi.2018.18.
- Gettier, E. L. (1963). Is Justified True Belief Knowledge? *Analysis*, 23(6), 121–123. doi:10.2307/3326922.
- Goldman, A. I. (1976). Discrimination and Perceptual Knowledge. *The Journal of Philosophy*, 73(20), 771–791. doi:10.2307/2025679.
- Grimm, S. R. (2006). Is Understanding a Species of Knowledge? *The British Journal for the Philosophy of Science*, 57(3), 515–535. doi: 10.1093/bjps/axl015.
- Hills, A. (2009). Moral Testimony and Moral Epistemology. *Ethics*, 120(1), 94–127. doi:10.1086/648610.
- Hills, A. (2016). Understanding Why. *Noûs*, 50(4), 661–688. doi: 10.1111/nous.12092.
- Lackey, J. (1999). Testimonial Knowledge and Transmission. *The Philosophical Quarterly* (1950-), 49(197), 471–490. doi:10.1111/1467-9213.00154.
- Lackey, J. (2006). Knowing from testimony. *Philosophy Compass* 1 (5):432–448. doi:10.1111/j.1747-9991.2006.00035.x.
- Lawler, I. (2016). Reductionism about understanding why. *Proceedings of the Aristotelian Society* 116 (2):229–236. doi:10.1093/arisoc/aow007.
- Leonard, N. (2021). Epistemological Problems of Testimony. In E. N. Zalta, & U. Nodelman (Eds.), *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Spring 2023 Edition).
- Morris, K. (2012). A Defense of Lucky Understanding. *The British Journal for the Philosophy of Science*, 63(2), 357–371. doi:10.1093/bjps/axr023.
- Pritchard, D. (2004). Epistemic Luck. *Journal of Philosophical Research* 29:191–220. doi:10.5840/jpr_2004_18.
- Pritchard, D. (2005). *Epistemic luck*. New York: Oxford University Press.
- Pritchard, D. (2007). Anti-Luck Epistemology. *Synthese*, 158(3), 277–297. doi:10.1007/s11229-006-9039-7.
- Pritchard, D. (2009). Knowledge, Understanding and Epistemic Value. *Royal Institute of Philosophy Supplement* 64:19–43. doi:10.1017/s1358246109000046.
- Pritchard, D. (2012). In defence of modest anti-luck epistemology. In K. Becker, & T. Black (Eds.), *The Sensitivity Principle in Epistemology*. Cambridge University Press.
- Pritchard, D. (2014). Knowledge and Understanding. In A. Fairweather (Eds.), *Virtue Epistemology Naturalized: Bridges Between Virtue Epistemology and Philosophy of Science*.
- Pritchard, D. (2015). Anti-luck epistemology and the Gettier problem. *Philosophical Studies: An International Journal for Philosophy in the Analytic Tradition*, 172(1), 93–111.

doi:10.1007/s11098-014-0374-0.

Riaz, A. (2015). Moral understanding and knowledge. *Philosophical Studies* 172, 113–128.

doi:10.1007/s11098-014-0328-6.

Sliwa, P. (2012). In defense of moral testimony. *Philosophical Studies: An International Journal for Philosophy in the Analytic Tradition*, 158(2), 175–195. doi:10.1111/j.1467-9264.2015.00384.x.

Sliwa, P. (2015). Understanding and Knowing. *Proceedings of the Aristotelian Society*, 115, 57–74.

Unger, P. (1968). An Analysis of Factual Knowledge. *The Journal of Philosophy*, 65(6), 157–170.

doi:10.2307/2024203.

(千葉大学大学院人文公共学府博士前期課程)